

標 題：

PORT STATE CONTROLに伴い

寄港国政府から検査を

要請された場合の処置

NK テクニカル インフォメーション

No. 111

平成5年2月4日

船主 各位

拝啓、貴社益々の御隆盛の段お慶び申し上げます。

今般、IACSにおいて、寄港国政府の臨検により状態が悪いと指摘された船舶への臨検を要請された関係船級協会は、指摘された欠陥項目や不適合項目の是正措置を容易にする為、同政府に対し全面的に協力する旨合意されました。

寄港国政府からこのような検査申請がある場合は、一般的に、関係船級協会の検査員が臨検するまで、寄港国政府に船舶が拘束されたまま解除されず、本船の出港が遅れることとなります。

また、寄港国当局から直接このような検査申請が本会にあった場合は、時間的な問題もあり、事前に船主殿の検査申請を受領することができずに臨検することも予想されます。

このよう場合、臨検する本会の検査員に対し、検査時に船長の承諾をとると同時に、臨検後可及的速やかに船主殿に通知するように指導しております。

従いまして、事前に貴社の検査申請を取らずに臨検する場合も出てくると思いますので、御了承下さいますようお願い申し上げます。

敬具